役職員および社員の利益相反防止に関する規程

（目的）

第１条

この規程は、一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか（以下「この法人」という。）の倫理規程第７条に規定する役職員の「利益相反の防止及び開示」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条

この規程は、この法人の役職員および社員に対して適用する。

（自己申告）

第３条

役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

２

前項に規定する場合のほか、この法人と役職員および社員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

３

事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

（定期申告）

第４条

役職員は、毎年総会時に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第５条

前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合にはそれ以外の理事と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

２

前項にかかわらず、第3条第3項に規定する場合、申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

（特別の利害関係を有する場合の決議からの除外）

第６条

総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する役職員及び社員を除いた上で行うものとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第７条

第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

（改廃）

第８条

この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、２０２０年３月２８日から施行する。

この変更規程は２０２１年４月１日より施行する。（法人名の変更）

別紙

(1)

資金分配団体若しくは民間公益活動を行う団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2)

資金分配団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「資金分配団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(3)

資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(4)

資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

(5)

資金分配団体等又は資金分配団体等役職員から供応接待を受けること。

(6)

資金分配団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。

(7)

資金分配団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(8)

資金分配団体等又は資金分配団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。

以上